

領事からのお知らせ（２０１７．０４．２７）

<<今号の内容>>

- 1 領事出張サービスの実施について
- 2 犯罪統計

1 領事出張サービスの実施について

チューリッヒ日本人学校及びバーゼル市内において領事出張サービスを実施いたします。取扱いができる各種手続き、利用方法などについては、ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

(<http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/ryojisvc.html>)

○チューリッヒ日本人学校（ウスター市）

- (1) 日時：４月２９日（土）１０：００～１２：００，１３：００～１５：００
- (2) 会場：チューリッヒ日本人学校２階音楽室内

○バーゼル市

- (1) 日時：５月１０日（水）１３：００～１５：００
 - (2) 会場：Klubshule Migros Basel (Jurastrasse 4, 4053 Basel)
- Z i 107

2 犯罪統計

スイス政府が公表した犯罪統計によれば、２０１６年の刑法犯認知件数は、４６万 7,731 件（前年比 4%減）（多い順に、チューリッヒ州：87,754 件、ベルン州：54,843 件、ヴォー州：54,548 件、ジュネーブ州：51,938 件、アールガウ州：32,783 件）となっています。

内訳は、財産犯罪（窃盗・車両盗・強盗、器物損壊・詐欺等）が 315,589 件で約 7 割を占めるほか、殺人：45 件（21%減）、殺人未遂：187 件（33%増）、傷害：8,360 件（4%増）、脅迫：10,462 件（1%減）、住居侵入：5,067 件（7%増）、性犯罪：7,329 件（8%増）、放火：983 件（9%減）等が挙げられます。

人口千人あたりの刑法犯認知件数は、高い順にバーゼル・シュタット準州（110.1 件）、ジュネーブ州（107.1 件）、ヌーシャテル州（75.1 件）、ヴォー州（70.5 件）、チューリッヒ州（59.8 件）とされています。統計の算出方法が異なるため単純な比較はできませんが、日本における人口千人あたりの刑法犯認知件数は 8.6 件（平成 28 年 7 月警察庁公表）ですので、当館ホームページなどを参照の上、防犯対策に十分に留意ください。

また、その他の犯罪として麻薬法違反：83,268 件（3%減）、入国管理法違反：41,886 件（1%減）が挙げられます。

全般的に犯罪情勢は改善傾向にありますが、サイバー犯罪については近年増加傾向にあります。昨年、疑義のあるコンテンツに関する警察への通報件数は 14,033 件（21%増）で過去最多となりました。多くは個人のユーザーネームやパスワードといった秘密情報を搾取しようとするフィッシング犯罪に関するものです。発信元や内容に心当たりのないメールを受信された場合は、リンクを決してクリックすることなく、直ちにメールごと削除されるようお願いいたします。

【バックナンバー】

バックナンバーは[大使館HP](#)でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](#)から手続きをお願いいたします。（転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。）

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>